

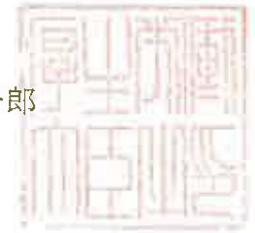
厚生労働省発基安 0316 第 61 号

令和 8 年 3 月 1 6 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野賢一郎



別紙「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

## 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱

### 第1 労働安全衛生規則等の一部改正

- 1 一般健康診断のうち、雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断に、血清クレアチニン検査を追加する。あわせて、本項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができることとする。
- 2 一般健康診断のうち定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断の項目から、喀痰検査を削除する。
- 3 「血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）」を「アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）」に改正する等により、肝機能検査に係る検査対象酵素の名称を国際基準に揃えることとする。
- 4 その他所要の改正を行う。

### 第2 施行期日等

- 1 この省令は、令和九年四月一日から施行する。（附則第一条関係）
- 2 この省令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第三条から第六条まで関係）
- 3 その他所要の改正を行う。